（様式第２０）

番　　　　　号

年　　月　　日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

　　理事長　殿

申請者　住　　　所

名　　　称

代表者等名

ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発費助成金に係る企業化状況報告書

　　　　　年　　月　　日付け第　　　号をもって交付決定通知があった上記の助成事業に関し、　　　　年度企業化状況について、ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発費助成金交付規程第24条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１．基本情報

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 助成事業名 |  |
| 助成期間 |  |
| 助成対象費用（控除額） ･･･（Ｂ） |  |
| 助成金確定額･･･（Ｃ） |  |

２．企業化実績報告

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 報告年度 | 助成事業に係る収益額（Ａ）【累計】 | 助成事業に係る支出額（Ｄ）【累計】 | 基準納付額（Ａ-Ｂ）×（Ｃ/Ｄ） | 前年度までの助成事業に係る機構への累積納付額（Ｅ） | 本年度納付額（Ａ-Ｂ）×（Ｃ/Ｄ）-Ｅ | 免除希望額 |
| N1年度 |  |  |  |  |  |  |
| N2年度 |  |  |  |  |  |  |
| N3年度 |  |  |  |  |  |  |
| N4年度 |  |  |  |  |  |  |
| N5年度 |  |  |  |  |  |  |

３．企業化状況報告

　（１）企業化の状況

（２）発売時期及び事業名（あるいは製品名）と販売価格、販売数量

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発売時期 | 事業名（あるいは製品名） | 販売価格 | 販売数 | 販売期間 |
|  |  |  |  |  |

（３）企業化で収益をあげるまでの課題と解決のための日程

（注釈）

収益納付額＝（Ａ－Ｂ）× （Ｃ／Ｄ） － Ｅ

Ａ： 助成事業に係る収益額（助成事業に係る営業損益等（総収入額－製造原価－販売管理費等）の各年度の累計）

Ｂ： 助成対象費用（控除額）

Ｃ： 助成金確定額

Ｄ： 助成事業に係る支出額（助成事業に要した経費と助成事業終了後に追加的に要した経費の合計）

Ｅ：前年度までの助成事業に係る機構への累積納付額

１）納付額の合計は、「助成金確定額（Ｃ）」を上限とする。

２）「助成事業に係る収益額（Ａ）」とは、助成事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与等による総収入額から、製造原価や販売管理費等の総収入を得るに要した費用を差し引いた額について報告対象年度まで累計した額をいう。助成事業における中小企業の定義に該当する場合であって、助成事業に係る製品・部品等についての区分経理が難しい場合は、「助成事業に係る収益額（Ａ）」は企業全体の収益をベースに算出したみなし額を用いることも認める。

３）「助成事業に係る収益額（Ａ）」の計算にあたっては、収益に対する助成事業の寄与が一部である場合は、公正妥当な寄与率を収益に乗じた額を用いる。例えば、寄与率には当該収益を得るために要した投資総額（当該製品・サービス等の生産・実現に寄与した産業財産権やノウハウ等を生み出すために当該時点までに要した開発等経費を含む）に当該助成事業に要した経費総額が占める割合を用いる。

４）「助成事業に係る収益額（Ａ）」のうち、販売管理費等には、必要に応じ、助成事業に係る借入金の利息等金融費用を含むことができる（当該助成金に係る分として厳格に区分経理できる場合に限る）。

５）助成事業が複数年度に渡る場合は、「助成対象費用（Ｂ）」、「助成金確定額（Ｃ）」、「助成事業に要した経費」は各年度の累計とする。

６）「助成対象費用（Ｂ）」、「助成金確定額（Ｃ）」は確定通知書に基づく額をいう。

７）助成事業における中小企業の定義に該当する場合であって、企業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益、純利益のいずれかが、単体決算で赤字となることを理由に本年度納付額の免除を希望する場合は、「本年度納付額」は空欄として、「免除希望額」を記入すること。さらに、様式第21（納付免除申請書）を提出し、機構の承認を得ることとする。該当しない場合には記入不要。

８）その他、助成事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。追加で資料を請求する場合がある。

９）円未満は切り捨てとする。

　補助事業番号：

上記の収益納付額の算定においては、経済産業省で定める「補助事業事務処理マニュアル」等を準用するものとする。